

今月の税務トピックス

(遺留分に関する権利の行使によって生ずる権利が金銭債権化)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

改正前の民法では、遺留分権利者は、現物での返還請求しかできないこととされていました。このため、遺留分を侵害する贈与等の対象が不動産であった場合、遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対して、その一部持分の返還しか求めることができず、結果不動産の共有状態が生じることとなり、その共有関係の解消をめぐる新たな紛争が生じる恐れがある等の実務上の問題が生じていました。

そこで、民法が改正され、遺留分に関する権利の行使によって生ずる権利が金銭債権化されました。本稿では、その改正内容と実務上の留意点について解説します。

1 遺留分権利の金銭債権化

改正された民法では、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含みます。以下同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとされます（新民法1046①、同法1014②）。

2 遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払いに代えて行う資産の譲渡

「令和元年度版税制改正のすべて」では、受遺者又は受贈者が遺留分侵害額に相当する金銭の支払に代えてその有する資産（その遺贈又は贈与により取得した資産も含みます。）を遺留分権利者に引き渡した場合には、受遺者又は受贈者は遺留分権利者に対してその資産を譲渡したことになる旨が記載とされています（財務省ホームページ：所得税法等の改正・111頁）。

これを受けて、令和元年6月28日に所得税の基本通達が発遣されました。このうち「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払いに代えて行う資産の譲渡（新所基通33-1の6）」では、資産を移転させた際に譲渡による収入が生じることとなり、その収入金額は、請求を受けた者が負う遺留分侵害額に係る債務の消滅額とされることが明らかになりました。また、「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払いに代えて移転を受けた資産の取得費（新所基通38-7の2）」では、その遺留分請求者が、その履行の時に履行により消滅した債権の額に相当する価額により、その資産を取得したこととされることが明らかになりました。

3 設例

被相続人である父は、長男に自宅の土地及

び建物を長女に現預金を相続させる旨の遺言を作成し、死亡しました。

遺言書の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分侵害請求を行った場合における民法改正前及び改正後の遺留分請求額の取扱いがどうなるのか教えてください。

《前提》

- 1 相続人2人（長男・長女）
- 2 相続財産
 - ① 自宅の土地及び建物の相続税評価額 7,500万円
 - ② 預貯金 1,200万円
- 3 長女の遺留分減殺請求額の計算
$$\begin{aligned} & \frac{\text{相続財産の合計額}}{(7,500\text{万円} + 1,200\text{万円})} \times \frac{\text{相続分の割合}}{1/2} \times \frac{\text{遺留分の割合}}{1/2} \\ & \text{長女の相続分} \\ & - 1,200\text{万円} = 975\text{万円} \end{aligned}$$

〔民法改正前〕

遺留分減殺請求権の行使により、長男の相続した土地建物は、次の持分割合により複雑な共有状態となるため、その解消をめぐる新たな紛争が生じる恐れがあります。

- ・長男の持分割合 $65,250,000/75,000,000$
→ 87/100
- ・長女の持分割合 $9,750,000/75,000,000$
→ 13/100

〔民法改正後〕

遺留分侵害額の請求権の行使が金銭債権化されるため、長男の相続した土地建物の共有状態が生ずることが回避されるとともに、遺贈又は贈与の目的財産を受遺者又は受贈者に与えたいという遺言者の意思が尊重されることが可能となります。

なお、長男が遺留分侵害額975万円の金銭を準備できないため、土地建物の共有持分13/100を長女に引き渡した場合には、長男に譲渡所得が発生します。

おわりに

遺留分に関する権利の行使によって生ずる権利の金銭債権化の改正は、令和元年7月1日以後に開始した相続について適用され、令和元年6月30日以前に開始した相続については、なお従前の例によることとされます（平成30年7月13日改正民法附則1、同附則2、平成30年11月改正民令附則316）。

そこで、令和元年6月30日以前に作成された遺言がある場合でも、相続開始が令和元年7月1日以後であれば、遺留分に関する改正後の規定が適用されますので留意して下さい。